

## 徳島県情報公開審査会答申第88号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成20年8月26日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、

「①漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について水産課漁業調整室長からの協議文書  
②①について港湾振興管理課で審査した文書」

の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成20年9月8日、実施機関は、上記公文書公開請求に対して、次の2件の決定処分を行った。

- (1) 「漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について水産課漁業調整室長からの協議文書」  
として、公文書公開決定処分を行った。
- (2) 「『漁業権一斉切替に伴う漁場計画案について水産課漁業調整室長からの協議文書』  
についての協議した文書」として、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

平成20年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成21年5月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) なぜ、港湾振興管理課は、水産課に対し、港湾区域内での漁業権の設定について、「特に意見はありません。」としたのか。
- (2) 海面利用者の再三の警告を無視し、港湾区域内に漁業権を設定することについて、公益上問題が無いと判断した理由を説明してほしい。
- (3) 漁業権は、長期間にわたり、排他的に港湾・海面利用者の利用を制限する権利であるから、港湾・海面利用者に十分に意見を聞き、結論を出すべきである。
- (4) 港湾区域内に台船を設置し小型船の係船場に使用するにあたり、なぜ漁業権を侵害するのか。十分な説明をお願いします。
- (5) 基本的に、港湾区域内には区画漁業権を設定すべきではない。
- (6) 実施機関の理由説明書には、本件処分の理由についての説明があるが、協議記録の公開を求めているのではなく、現状の認識の説明を求めているのである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭理由説明における実施機関の説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

- (1) 水産課漁業調整室は、定置漁業権及び区画漁業権が平成20年8月31日をもってその存続期間である5年を満了するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条の2の規定に基づき、新たに漁場計画を樹立する必要があった。
- (2) 水産課漁業調整室は、漁場計画樹立方針に基づき漁場計画案に対する公益上の支障について関係機関と協議しており、その関係機関の一つとして、港湾振興管理課が含まれていた。
- (3) 水産課漁業調整室から平成20年3月5日付け漁第787号による協議を受け、港湾振興管理課は、平成20年3月31日付け港振第215号により文書回答した。
- (4) 異議申立人が求めている平成20年3月31日付け港振第215号により回答をするにあたって協議した文書については、当該協議は口頭でなされていることから、記録は作成されていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求の対象となる公文書は、漁場計画樹立に係る上記「第4(2)」の「関係機関」への協議として、水産課漁業調整室から港湾振興管理課へ照会を行ったことについて、港湾振興管理課が回答するにあたって行った同課内部での口頭協議を記録した文書と考えられる。

(2) 実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則第5条において、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定められている。さらに、徳島県文書規程第8条では、「文書による意思決定は、立案によって行うものとする。」とされ、同規程第9条では、「立案は、立案用紙によってしなければならない。」と定められている。

しかしながら、通常、協議文書は、協議内容の記録、又は当該協議内容の報告等を行うために作成されるものであると考えられ、当該協議文書自体は意思決定そのものではないと考えられる。よって、一般的に、協議文書については、文書作成義務までは課されていないものと考えられる。なお、水産課漁業調整室から港湾振興管理課への照会に係る意思決定は、別途「立案」により文書化し、回答を行っている。

したがって、実施機関において、本件請求に係る協議の文書を作成していなかったとしても、格別不合理な点があるとまでは認められないと考えられる。

(3) 以上のことにより、港湾振興管理課が回答するにあたって行った同課内部での口頭協議を記録した文書が作成されていない以上、対象公文書が不存在であることを理由とする本件処分は、妥当であると認めざるを得ない。

### 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 付言

本件処分の内容等から見て、異議申立てがなされてから諮問するまでに約8か月も

の長期間を要したことについては正当化できるものではなく、不誠実と言わざるを得ない。実施機関におかれては、今後、公開等決定に対する不服申立てについて、迅速かつ的確に対応することを強く望む。

## 第7 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 5月11日	諮問
5月22日	実施機関からの理由説明書を受理
6月19日	異議申立人からの意見書を受理
6月22日	異議申立人からの追加意見書を受理
7月24日	審議（第68回審査会）
8月18日	異議申立人からの追加意見書を受理
8月25日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第69回審査会）
9月17日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第70回審査会）
10月16日	審議（第71回審査会）